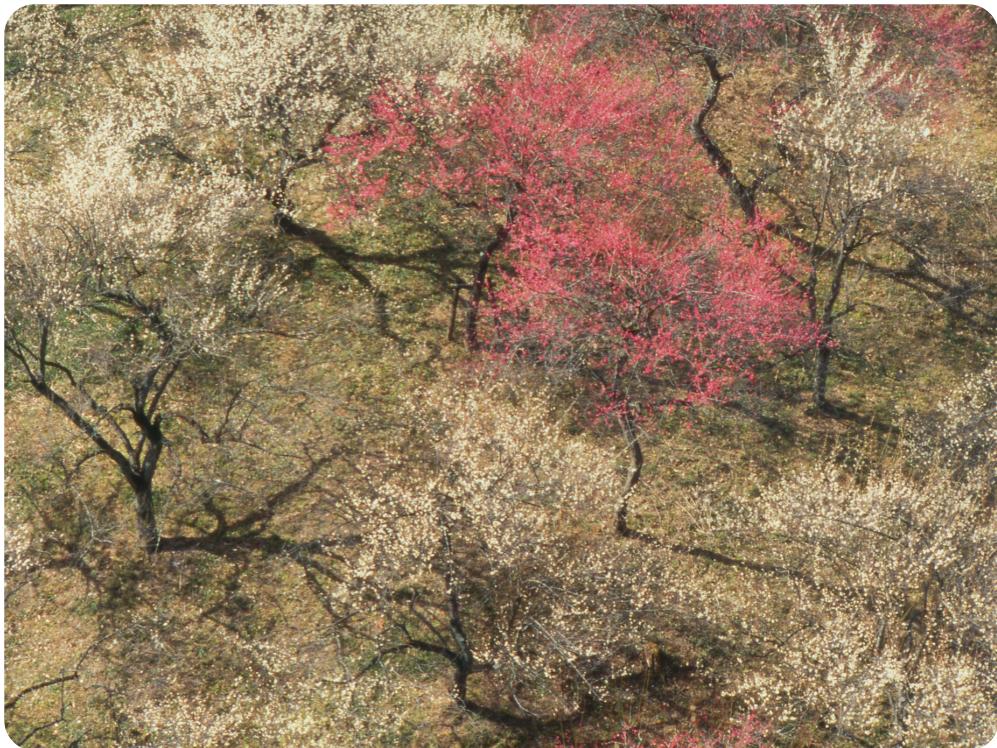


弁護士会の 多摩地区法律相談 センターニュース

No.19
2008/2



上手な法律相談センターの活用方法

法律相談を受けたいがどこに行けば弁護士がいるのかわからないという方は、まだまだ多いと思われます。そのために、弁護士会では法律相談センターを設けて、市民と弁護士間の橋渡し役に努めています。

相談時間はお一人30分が原則です。最初の10分か15分間は相談者から話を聞いていただき、残りの時間で弁護士からアドバイスをするというのが望ましいのですが、実際にはなかなかそうはいきません。30分間で、相談者から相談事の大筋をお聴きして適切なアドバイスをするには、弁護士の方も時間配分や聞き方に工夫と努力が必要です。

相談者が相談事の大筋や尋ねたい事を簡単にメモ用紙にまとめたり、関係すると思われる書類を持参して頂けると、事情の聴取にかかる時間が省けます。その分、弁護士からのアドバイスやそれに対する相談者からの再質問に使える時間が増えますので、相談者の満足度も高くなると思われます。

弁護士会の法律相談センターで相談してよかったですと思っていただけるよう、日々研鑽に努めておりまますので、市民の方のご活用とご協力をお願いします。

平成19年度東京三弁護士会多摩地区法律相談センター
運営委員会委員長 藏本怜子

発行所

東京三弁護士会多摩地区法律相談センター
〒192-0046 八王子市明神町4-1-11 多摩弁護士会館
Tel(042) 645-4540・9451 Fax(042) 645-9419
三弁護士会ホームページ <http://www.tama-b.com/>

ドメスティック・バイオレンス(DV)

弁護士 小澤和彦



夫は直接暴力を振るわないのですが、物を壊したり「ぶっ殺してやる」と恐ろしいことを言います。これはDVにはあたらないのでしょうか？

また、夫の言動を理由に離婚できますか？



物を壊したり、脅迫文言を言うこともDVにあたります。

DV (domestic violence)とは、その定義がなかなか難しいのですが、少なくとも、殴ったり蹴ったりするなどの直接的な暴行行為に限られるものではありません。

DV法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)においても、「暴力」とは、「身体に対する不法な攻撃で、生命又は身体に危害をおよぼすもの」のみならず、「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」も含むとされています。したがって、物を壊したり、脅迫文言を言って脅すなどの「精神的暴力」や、性行為や中絶を強要するといった「性的暴力」も含まれることになります。

さらに、離婚をするためには、離婚事由が必要とされていますが、それは「婚姻を継続し難い重大な事由」と規定されているのみであって、暴力行為がなければならないとも、ましてや、暴力が直接的なものに限られるとも一切規定されていないのです。

よく、「俺は一切暴力は振るったことはないからDVじゃない(離婚になるはずがない、

感謝料を払う必要はない」と勘違いしている人(夫)が多いのですが、既に述べたように、殴らなければ何も落ち度がないというのは大きな間違いです。また、逆に、女性(妻)の方でも、「暴力を振るわれたわけではないので、離婚できない」などと思いこんでいる方もありますが、DVというのは狭い意味での暴力に限られないのです。

なお、DV法には、保護命令という制度があり、これは、相手方の被害者に対する接近を禁止したり、相手方に家から退去させたりする制度です。この保護命令が発令されるためには、「身体に対する暴力」あるいは「生命等に対する脅迫」が必要とされていますので、これまで述べてきた「暴力」の範囲よりは若干狭く考えられています。

以上、重要なことはDVが何かを考えることよりも、自分が不当な扱いを受けていると感じた場合に、相手方の行為が離婚事由にあたるのか、また、保護命令の対象となるのかということです。

ですから、自分が不当な扱いを受けていると感じ、離婚したいあるいは相手方から逃れたいと思う場合には、まずは、専門家に法律相談してみることが大切です。



こんなとき、遺言書を残しておきましょう！ 弁護士 宮 武 洋 吉

はじめに

相続の相談を受けていると、遺言書が作成されていれば、円滑な解決が行われただろうに、と残念に思うことがしばしばあります。そこで、遺言書を残しておくのが望ましい場合を、事例を挙げながらご説明しますので、ぜひご参考にしてください。

本当は危ない!? 二世帯住宅

【事例】 家族構成は、父、母、長男、長女、二女。長男が父の土地に二世帯住宅を建築。父・母と同居して、晩年は身の回りの世話をしていました。

父・母が相次いで亡くなった後、長女、二女が法定相続分の相続（各自3分の1ずつ）を主張。相続財産は上記土地以外にはありませんでした。

調停が申し立てられたが不調となり、審判となりました。審判では、長女、二女の主張がほぼ認められ、土地・建物を売却し、土地売却代金を3等分することとされました。

長男は建物建築費のために組んだローンを差し引くと、残りはほとんどなく、自宅の買い替えも不可能となってしまいました。

この結論は父の遺志に沿うものだったのでしょうか？やはり、このような場合には遺言書を残しておくべきではないでしょうか？

「長男に相続財産の全部を相続させる」との遺言書が残されていた場合、長女、二女は、遺留分（法定相続分の2分の1、この事例では6分の1ずつ）の主張ができるのみとなり、長男の負担ははるかに軽くなるのです。



夫婦の間に子供がない場合

夫婦間に子供がなく、相続人が配偶者と自分の兄弟姉妹という場合、配偶者の法定相続分は4分の3となり、残りの4分の1を兄弟姉妹が分割して相続することになりますが、配偶者に全部を相続させたい場合には、必ず遺言書を残しておくべきです。

例えば「妻に全部を相続させる」という遺言書を残しておけば、兄弟姉妹には遺留分がないので、兄弟姉妹は遺産に対して何の権利も主張できません。その結果、遺言書どおり妻が全部を相続することができるのです。

そのほかの場合

その他、遺言書を残しておくべき場合の例として、以下の場合が考えられます。

子供の中に、法定相続分より多く財産を渡したい者がいる場合

先妻の子供と後妻がいる場合



法定相続人以外の者（息子の妻や内縁の妻）に遺贈させたい場合

勧誘商法にご用心！

弁護士 中野直樹

万一契約をしてしまったときは？

駅前、街角、新聞・雑誌、電話、ダイレクトメール、訪問……私たちは、あの手この手で様々な商品やサービスを売り込もうとする商法の渦のなかで生活をしています。そしていったん契約をしてしまうと契約は守らなければならないのが原則です。知識がなかったことを理由に救済されません。

そこで、私は、魅惑的な宣伝文句にだまされないために、タダほど怖いものはない、手っ取り早くやせたり、頭がよくなったり、能力がついたり、儲けたりすることはありえない、を歎世訓としています。

みなさんはいかがでしょうか。さてこんな相談を受けました。

相談1



Aさんは駅前で女性から絵画の展覧会を観ないかと誘われ、会場に案内されました。

Aさんは観終わった後帰ろうとすると、今後の企画案内のために連絡先を教えてほしいと言われ、伝えました。数日後、この絵画展の関係者からパンフレットが送られてきてすぐ電話がありました。

相手は、Aさんに、この絵画は有望な作家の作品であり、将来必ず価値が上がり、高く売れるからと言われ、買う気になってしまい、数日後に送られてきた契約書に署名をして返送しました。その後、Aさんは本当に必要なものが疑問がわきました。

返品することができますか？



1. まずクーリング・オフ

手元にある契約書をみてください。「クーリング・オフ」の説明が書いてあります。絵画について電話勧誘販売をされたときには、【特定商品取引に関する法律】が適用され、契約書を受け取った日を含めて8日以内であれば、販売業者あてに、申込みを撤回（解除）する旨の書面を書いて、郵便で発信することにより、契約を白紙にすることができます。8日以内に出したことの証拠を残すために、内容証明

郵便による通知という方法をとった方がベターです。

このクーリング・オフが使える期間は、訪問販売でも申込書面を受け取った日から8日間です。エステ、英会話教室、パソコン教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービスの特定継続的役務提供といわれている商法についても契約書面を受領した日から8日以内は、同じ方法で解除できます。

なお、通信販売についてはクーリング・オフ制度はないのでご注意ください。

2. 8日間過ぎても取消の道がある

消費者契約法という法律があります。この法律は、事業者と消費者との間の情報の質及び量や交渉力の格差があることを認め、これを埋めるために、すべての消費者のすべての契約を対象として、一定の場合に消費者の権利を守ってくれるものです。

その4条1項で、「重要事項について事実と異なることを告げられ、告げられた内容が事実であるとの誤認」をした場合、あるいは「将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他

の将来における変動が不確実な事項について断定的な判断が提供され、断定的な判断の内容を確実であると誤認をした」場合には、消費者は、契約を取消すことができる」とされています。

相談事例では、勧誘者は「有望な作家の作品であり、将来必ず価値が上がり、高く売れる」と告げています。これは売りつけられる絵画の将来における価額について、断定的な判断を提供した勧誘ととらえることができます。この説明を信じて買ったのであれば、契約の取消しをすることができると考えます。

3. 取消は6ヶ月以内に

消費者契約法では、契約の取消ができる場合、追認をすることができるときから6か月以内に、取消しの意思を表示しなければならないとされています。

「追認をすることができるとき」とは、「誤認をしたことを初めて知ったとき」と言い換えることができます。これがいつになるのか微妙な判断となる場合もありますので、おかしいと思ったときにすぐ法律相談を受けた方がよいでしょう。

相談2



Bさんは、路上で絵画の展覧会に誘われ、観にいったところ、別室に連れて行かれ、そこで絵画の購入を勧められました。Bさんは住まいに絵を掛ける場所もないことから断りましたが、なかなか帰してもらえず、とうとう根負けして一枚の絵を買う約束をさせられ、契約書にサインさせられました。Bさんは、1ヶ月後にクレジット代金の支払い請求がきて、一回目の支払いをしましたが、その後やはり解約したいと考えました。可能でしょうか。



消費者契約法4条3項では、勧誘者が消費者の自宅や職場にきて、消費者から帰ってほしいと言われたのに居座ったり、勧誘している場所から帰りたがっている消費者を帰さない状態にして、困惑した消費者に契約を結ばせた場合にも、消費者に取消権を認めています。

相談事例もこのケースに当たります。ところが、この事例では、消費者がクレジット代金の一部を支払ってしまっており、これが、追認をしたものと主張される可能性があります。この点は法律相談で、詳しく事情を説明した上でアドバイスをもらった方がよいでしょう。

クレサラ問題

弁護士 番 場 弘 文

今回はクレジット・サラ金に関する問題を問答形式で解説いたします。



私は、現在、消費者金融会社3社(年利はいずれも29%)から借入をしていますが、毎月の返済額が多額になり返済を続けることが難しい状況になりました。取引の長い会社とは、10年以上も前から借入と返済を繰り返しています。どのように対応したらよいのでしょうか。



利息を計算し直すことにより負債が大幅に減る可能性がありますので、弁護士などの専門家に相談することをお勧めします。

その理由を解説します。

利息制限法では、貸付金に対する利息を、最高でも年利15~20%までしか取ってはいけないことになっています。しかし、現在の法律では、利息制限法の金利を超える利息を取っても、年利29.2%までは罰則がありません。そのため、消費者金融会社の多くは年利25~29%程度の金利を取っています。ご質問のケースでは、金利はいず

れも年利29%ですので、本来払う必要のない利息まで支払っていることになります。

払い過ぎた利息は、原則として、借入元金の返済に充てることができるとされているため、利息の計算をし直すことにより、払い過ぎた利息分だけ元金を減額することができます。

利息の計算のし直しにより、幾ら位減るかは、金利設定、借入と返済の期間、頻度や金額などによっても異なりますが、年利29%で10年間くらい借入と返済を繰り返していると、一般的に、50万円の負債がゼロになったり、払い過ぎた利息の返還を求めることがあります。

以上の考え方による具体的な解決例をご紹介します。(次頁の注意事項も一緒に読んで下さい。)

《現在の状態(利息計算前)》

	A 社	B 社	C 社
借入開始時期	約12年前	約8年前	約3年前
年 利	29%	29%	29%
借 入 残 高	50万円	50万円	50万円

《利息計算による解決例》

	A 社	B 社	C 社
利 息 計 算 結 果	払い過ぎ利息が借入残高を上回っていた。A社に対し過払金の返還請求をし、過払金の返還を受けることができた。弁護士費用等を清算した上で、過払金30万円が手もとに残った。	計算の結果、借入残高がちょうど0円となった。 B社との間で、返済義務がないことを確認した。	計算の結果、借入残高が40万円に減った。A社から返還を受けた過払金の残金30万円で、C社の借入金の一部を返済し、足りない分については分割払いのスケジュールを組み直し、月々の返済額が大幅に少なくなった。

注意事項

左記の利息計算結果、解決例は一例に過ぎません。

実際の利息計算は、取引期間、取引内容、金利などにより、一人ひとり異なります。また、払い過ぎ利息の計算は複雑ですし、一方的に返済をストップすると消費者金融会社から法的手続をとられたりするおそれもあります。

利息の再計算による債務整理や過払金の返還を求める場合には、まずは、弁護士などの専門家に相談することをお勧めします。



無料法律相談会

まず、相談をしてみませんか

借家・借地、金銭トラブル、相続・遺言、離婚・親子などの法律問題でお困りの方、ご相談に弁護士が直接応じます。

日 時 3月1日(土) 午後1時～4時

電 話 2月18日(月)～27日(水)
予約制
午前9:30～午後5:00まで
☎ 042-645-9451(3月1日係)

清瀬会場 後援／清瀬市

アミューホール
(清瀬市生涯学習センター7階)
清瀬市元町1-2-11
西武池袋線、清瀬駅前

昭島会場 後援／昭島市

昭島市役所6階会議室
昭島市田中町1-17-1
JR青梅線、昭島駅下車
徒歩15分、バス7分

多摩会場 後援／多摩市

多摩市消費生活センター 講座室
多摩市永山1-5 ベルブ永山3階
小田急永山駅・京王永山駅下車徒歩3分

調布会場 後援／調布市

調布市役所 市民相談室
調布市小島町2-35-1
京王線、調布駅下車徒歩5分

■主 催 東京三弁護士会多摩支部／東京三弁護士会多摩地区法律相談センター
問い合わせ TEL 042-645-4540

法律相談センターのご案内

東京三弁護士会多摩支部 <http://www.tama-b.com/>
法律相談をクリックしてください

立川法律相談センター

受付は電話予約制です

受付

月曜日～土曜日(祭日を除く)
午前9時30分～午後4時30分

相談日

月曜日～土曜日(祭日を除く)
午前10時～午後4時

*専門相談有り、詳しくは
お問い合わせ下さい

クレサラ専門相談は無料!!



※JR立川駅北口より徒歩5分
※駐車場がありませんので車での
お越しはご遠慮下さい

立川法律相談センター

〒190-0012
東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川12F
042-548-7790

八王子法律相談センター

受付は電話予約制です

受付

月曜日～金曜日(祭日を除く)
午前9時30分～午後4時30分

相談日

月曜日～金曜日(祭日を除く)
午前10時～午後4時
第1・3土曜日／午前10時～12時

*専門相談有り、詳しくは
お問い合わせ下さい



※京王八王子駅西口より徒歩3分
※JR八王子駅北口より徒歩7分
※駐車場がありませんので車での
お越しはご遠慮下さい

八王子法律相談センター

〒192-0046
東京都八王子市明神町4-1-11 多摩弁護士会館
042-645-4540・9451